

「基幹系無線システムの高度化等に係る技術的条件」 に関する調査の進め方

「業務用陸上無線通信の高度化等に関する技術的条件」（諮問第2033号）のうち、「基幹系無線システムの高度化等に係る技術的条件」に関し、以下のとおり調査を進めることとする。

1 技術的条件を調査するための前提条件

(1) 対象周波数

公共・電気通信業務用等として固定通信システムやFWAシステムに、既に割当てられている、6.5/7.5GHz帯、11/15/18GHz帯及び22/26/38GHz帯等とする。

(2) 被干渉・与干渉システムの範囲

(1)に掲げる周波数帯及び近接する無線システム等を対象として調査を行うこととする。

2 調査事項

1 (1)に掲げる周波数帯について、以下の事項を調査・検討。

① 6.5/7.5GHz 帯等可搬型システム

(1) 可搬型システムの基本仕様

(2) 可搬型システムの無線設備の技術的条件

(3) 固定通信システムとの周波数共用条件

(4) アンテナ特性の見直し

(5) 上記以外の項目についても、国際標準化動向、需要動向等を踏まえ、必要に応じて技術的条件に係る調査を行う。

② 11/15/18GHz 帯等固定通信システム

(1) 変調方式の多値化や制御技術（適応変調、自動電力制御）の導入

(2) 周波数共用条件

(3) アンテナ特性の見直し

(4) 上記以外の項目についても、国際標準化動向、需要動向等を踏まえ、必要に応じて技術的条件に係る調査を行う。

③ 22/26/38GHz 帯 FWA システムについて

(1) 変調方式の多値化や制御技術（適応変調、自動電力制御）の導入

(2) 周波数共用条件

(3) 上記以外の項目についても、国際標準化動向、需要動向等を踏まえ、必要に応じて技術的条件に係る調査を行う。

3 当面のスケジュール

別紙1のとおり。

4 その他



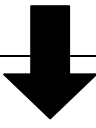
本件の調査事項について、委員会が調査検討のために必要とする情報を収集し、委員会の審議を促進させるために「基幹系無線システム作業班」を設置することとする。

また、審議に資するため、本委員会において、以下の前提条件をもとに調査事項について広く意見募集の機会を設けることとする。

前提条件

- 1 公共・電気通信業務用等で固定業務の無線局に使用されている、6.5GHz帯、7.5GHz帯又は18GHz帯の周波数の電波を使用するものであること。
- 2 電気通信業務用で固定業務の無線局に使用されている、11GHz帯、15GHz帯又は22GHz帯の周波数を使用するものであること。
- 3 公共・電気通信業務用等で陸上移動業務の無線局に使用されている、18GHz帯、22GHz帯、26GHz帯又は38GHz帯の周波数の電波を使用するものであること。
- 4 技術的に実現可能な方式であること。

基幹系無線システムの高度化等に係る技術的条件
当面の審議スケジュール

年月	分科会・委員会	作業班
平成 25 年 6 月	6月6日（木） 第1回委員会 ・ 調査検討事項・進め方 ・ 作業班の設置 6月14日（金） 提案募集の実施 （7月5日（金）まで）	
7 月		7月22日（月） 第1回作業班 ・ 調査検討事項・進め方の確認 ・ 基幹系無線システムの現状 等
8 月	上旬 委員会 ・ 提案募集の結果に基づく内容審議	
9 月 ～ 12 月		適宜開催して作業を促進 ・ 作業班報告案のとりまとめ 等
1 月	委員会 ・ 委員会報告案最終とりまとめ審議 等 意見募集開始（募集期間 1 か月）	
2 月		
	委員会 ・ 委員会報告 最終とりまとめ審議 等	
3 月	3月25日（火） 分科会 ・ 一部答申審議	

※ 一部答申後、速やかに関係省令等の整備を実施。